

レポート

外国にルーツを持つ子ども・子育て家庭への支援を考える

～子ども家庭センターでの支援事例の紹介～

社会政策部 副主任研究員 松井 望、社会政策部 副主任研究員 横幕 朋子

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)により、新たに市区町村に設置が努力義務化された子ども家庭センターは、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し包括的・継続的な支援を行うことを目指している。本センターは、2025年5月1日時点で全国1,240自治体に設置されており(設置率71.2%)、子育てに関する相談に応じる他、対象者と一緒にニーズや支援内容等を話し合い、母子保健事業や子育て支援事業等のサービス活用を進めるなど、支援を継続的に実施・調整する役割を担っている。

一方、外国にルーツを持つ子ども・子育て家庭が全国的に増えつつある中、子ども家庭センターでも、外国にルーツを持つ子ども・子育て家庭に効果的な支援を行うことは、重要な課題の一つとなっている。本稿では、先行研究等から外国にルーツを持つ子ども・子育て家庭をとりまく状況を整理した上で、2自治体の子ども家庭センターにおける外国人支援の取組事例を紹介する。

なお、本稿における「外国にルーツを持つ子ども・子育て家庭」とは、国籍を問わず外国にルーツを持つ子どもとその家庭(父母の両方が外国籍で子どもも外国籍のケース、子どもは日本国籍だが父母の両方またはいずれかが外国籍のケース等が含まれる)を意味する。また、「在留外国人」は、外国籍の方のうち、特別永住者及び中長期在留者(在留資格をもって日本に中長期在留する方)を意味する。

1. 外国にルーツを持つ子ども・子育て家庭をとりまく状況

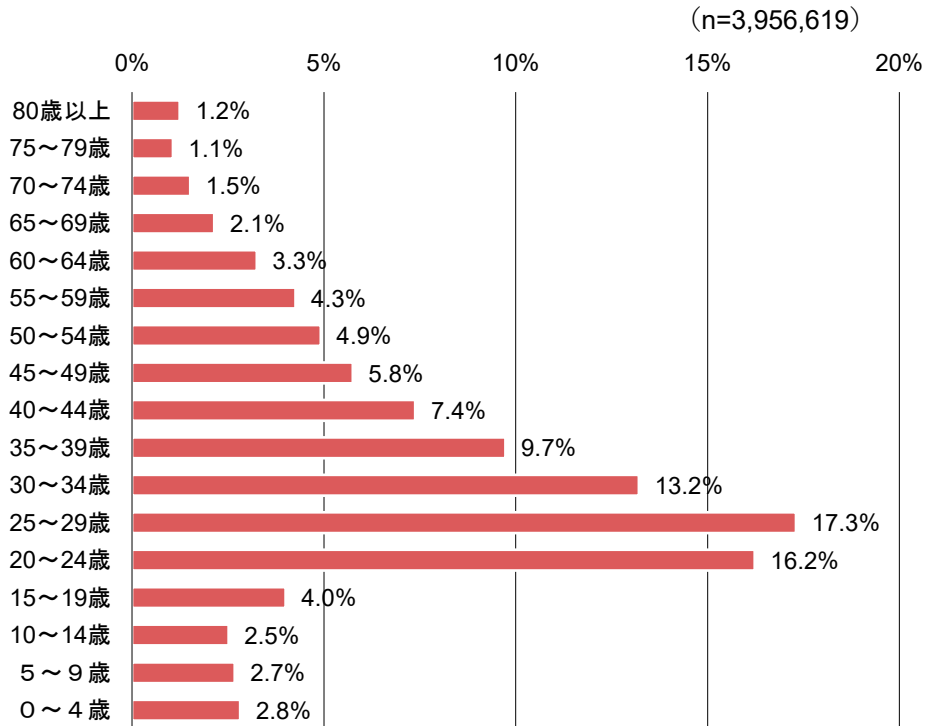
(1) 統計データ

出入国在留管理庁の「在留外国人統計」(2025年6月)によると、2025年6月の在留外国人数は3,956,619人で¹あり、日本の全人口の約3%を占める。また、在留外国人のうち児童(18歳未満)は9.4%(371,199人)である。

在留外国人の児童について、年齢構成は、0-3歳が24.4%、4-6歳が17.2%、7-12歳が33.7%、13-17歳が24.7%である。また、国籍別に見ると、中国の割合が最も高く31.6%、次いで、「ベトナム(12.9%)」、「ブラジル(10.1%)」、「フィリピン(9.7%)」、「ネパール(6.9%)」である。在留資格別に見ると、「家族滞在」の割合が最も多く40.5%、次いで、「永住者(29.2%)」、「定住者(18.1%)」、「永住者の配偶者等(5.6%)」である。

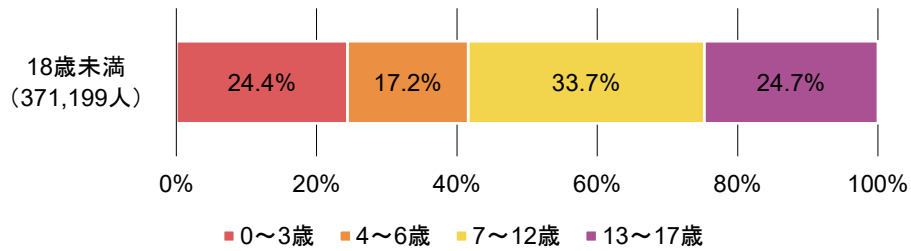
¹ なお、2025年末の在留外国人数は4,125,395人。本稿執筆時点では、年齢別等の最新統計が2025年6月時点であるため、本稿で示す「在留外国人統計」のデータは2025年6月時点に統一している。

図表 1 在留外国人の年齢構成(5歳階級別)



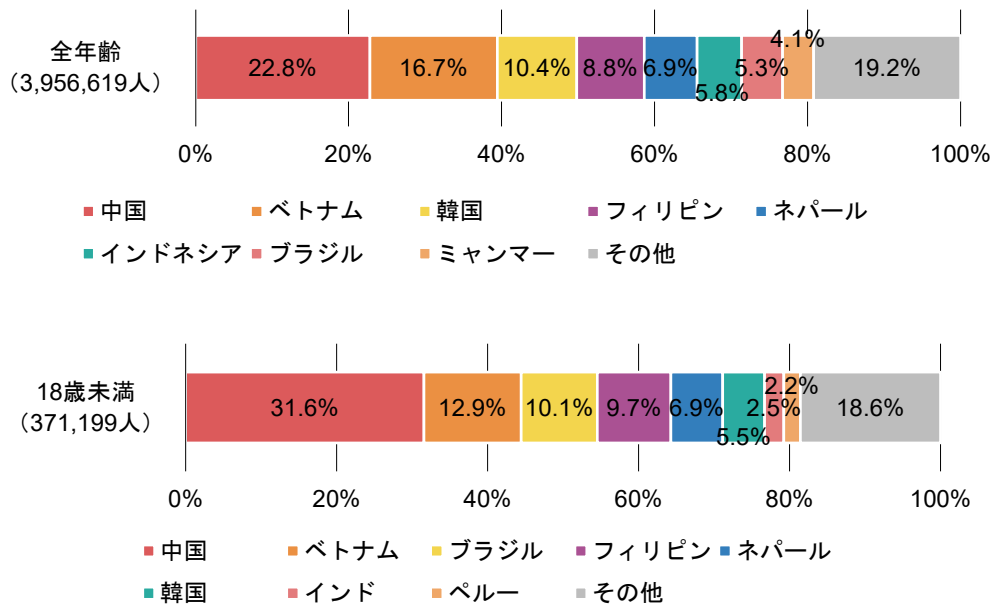
(出所) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月)

図表 2 在留外国人の年齢構成(18歳未満)



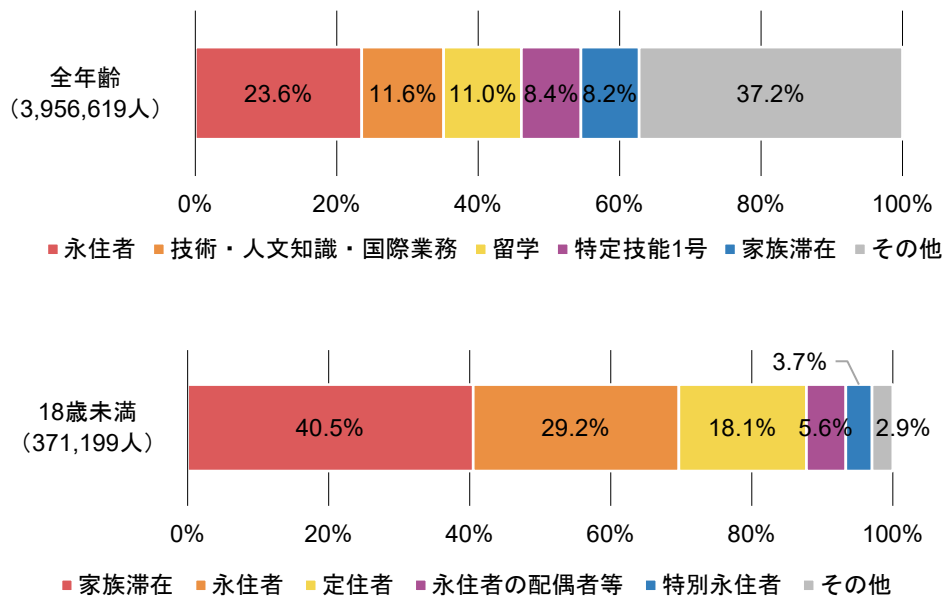
(出所) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月)

図表3 在留外国人の国籍(全年齢、18歳未満)



(出所) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月)

図表4 在留外国人の在留資格(全年齢、18歳未満)



(出所) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月)

ただし、上記はあくまで外国籍の児童の状況であり、外国にルーツを持つが日本国籍の児童は含まない。外国にルーツを持つことも全体の人数は把握されていないが、2024年に日本国内で生まれたこども(日本国籍と外国籍の合計、709,051人)の18人に1人は、父母の一方または両方が外国人である(厚生労働省「人口動態統計」を基に算出)。

(2) 関連政策の動向

外国人との共生社会に向けた中長期的な課題への対応として、国は「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(2025年6月6日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」で決定)を公表しており、その中では「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」が重点事項の一つとなっている。また、2025年8月に公表された「外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理」では、「地域の生活者としての観点」の中で、「外国人の人権に配慮しつつ、外国人や地域社会への様々な支援・アプローチが必要」と述べられている。

一方、母子保健・児童福祉の分野では、2022年6月成立の改正児童福祉法において、市区町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。こども家庭センターでは、妊娠期からこどもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に向けて、母子保健機能と児童福祉機能が連携して一体的な支援を行うことが目指されている。支援の対象は全ての妊産婦、子育て家庭、こどもであり、その中には当然ながら、外国にルーツを持つこども・子育て家庭も含まれる。

(3) 先行研究の整理

外国にルーツを持つ家庭が地域で生活や子育てをしていく上でさまざまな困難に直面することは、多くの先行研究で指摘されている。以下、①家庭や地域で孤立し、育児負担が母親に集中しやすいこと、②制度・サービスの利用のハードルが高い・安心して利用できない場合があること、の二つの点について、先行研究での議論をまとめる。

[1] 家庭や地域で孤立し、育児負担が母親に集中しやすい

a. 地域からの孤立

特に女性の場合(子育て中に限らない)、来日理由が結婚や夫への同行である場合や、固定的性別役割分担がある場合などに、外国人男性に比べても社会参加の機会が少なく、地域から孤立しがちだという報告がある(鄭 2015)。子育て家庭については、人との交流が家族に限定されがちだという事例(マルティネス他 2012)も報告されている。こうしたネットワークの少なさゆえ、外国人の母親同士で経験の蓄積・共有がしづらいという課題もある(豊岡市・神戸大学 2020-2021)。

b. 家庭内の葛藤

家庭内での文化的な背景の相違等が、家族関係や母親の育児上のストレスに影響を与えることがある。日本人の夫を持つ母親の場合、日本語や日本の文化・習慣が分からないことで半人前扱いを受けたり、母語や文化を否定されたりすることで、自尊心を喪失する場合があるとの研究や(浅井 2017)、経済的に自立しておらず家庭内での地位が低かったり、日本語による意思疎通が図れなかったりといった状況にある中、夫や義理の両親からの家事・子育ての支援が得にくく、育児負担が母親に集中しやすいとの研究もある(李他 2015)。また、義両親との関係や周産期の慣習(体によいとされる食事等)が母国と異なることなどにより葛藤を抱える場合がある(蛸崎 2007)などの報告もある。その他、こどもとの関係でも、言語の壁により家庭内コミュニケーションで問題が生じるこ

とや(豊岡市・神戸大学 2020-2021)、日本で育ったこどもの中で母親との精神的距離が生まれること(伊藤 2006)、日本人の母親と同じようにできないなどの葛藤を感じる(川崎・麻原 2012)等の指摘がある。

[2] 制度・サービスの利用のハードルが高い・安心して利用できない場合がある

先行研究の中には、一部の行政サービスについて、外国人の利用が日本人よりも少ないこと(母親学級・両親学級等への参加、乳幼児健診の受診、子育て相談窓口の利用等)を分析しているものがある(外国人支援・多文化共生ネット 2022)。また、母子保健のサービスに比べ、親子向けの相談・交流の場(子育て支援センターや子育てサロン等)は外国人住民にあまり利用されていないという報告もある(公益財団法人かながわ国際財団 2019)。

a. 言語の壁

制度・サービス利用に当たっての課題の一つは、言語に関することである。医療受診や妊産婦・子育て家庭への制度・サービス利用の際、言語の壁で本人がアクセス・相談しづらく感じることが報告されており(マルティネス他 2012、外国人支援・多文化共生ネット 2022)、当事者が理解できる言語での情報提供が必要とされる(武田他 2019)。この他母子保健事業において、夫が日本語を話せるため、面談時のやりとりや母子手帳の記入・参照等を行うのが主に夫であるケースもあるが、その場合、支援の中心であるはずの母親が不在になりがちであるため、通訳が介入することや母語の母子手帳を交付することの重要性が指摘されている(渡邊 2024)。

b. 情報の壁

二つ目は、制度・サービスについての情報不足である。公益財団法人かながわ国際財団(2019)では、親子向けの相談・交流の場の存在が知られていないことについて、日本語が分からないことや情報共有できるコミュニティがないことが原因と分析している。また、母子保健については、乳幼児健診の位置づけや予防接種のスケジュールが母国と異なるため、本人が戸惑いを覚えることがあり(マルティネス他 2012)、母子保健の全体像や制度の分かる多言語資料が必要とされる(武田他 2019)。

c. 支援者側の課題

三つ目に、制度・サービスを提供する側が、外国にルーツを持つこども・子育て家庭への円滑な支援が難しい状況に置かれていることである。まず、外国人への支援における通訳の重要性は、多くの研究で指摘されている(青山 2014、武田 2019、外国人支援・多文化共生ネット 2022 など)。外国人の話していることが分からないこと、課題把握ができていないこと(公益財団法人かながわ国際財団 2019)、支援ニーズの把握や意思疎通が難しいこと(豊岡市・神戸大学 2020-2021)等の課題が生じている。また、発達に特性のあるこどもへの支援に関し、発達に関する課題の見立てが難しいこと(豊岡市・神戸大学 2020-2021)、子育てや発達に関して専門性を有する通訳者が不足していること(外国人支援・多文化共生ネット 2022)等も指摘されている。さらに、必要な情報が外国人に届かないこと(公益財団法人かながわ国際財団 2019)、外国人妊産婦が孤立しやすいこと、支援者同士で経験の蓄積・共有がしづらいこと(豊岡市・神戸大学 2020-2021)等の課題もある。

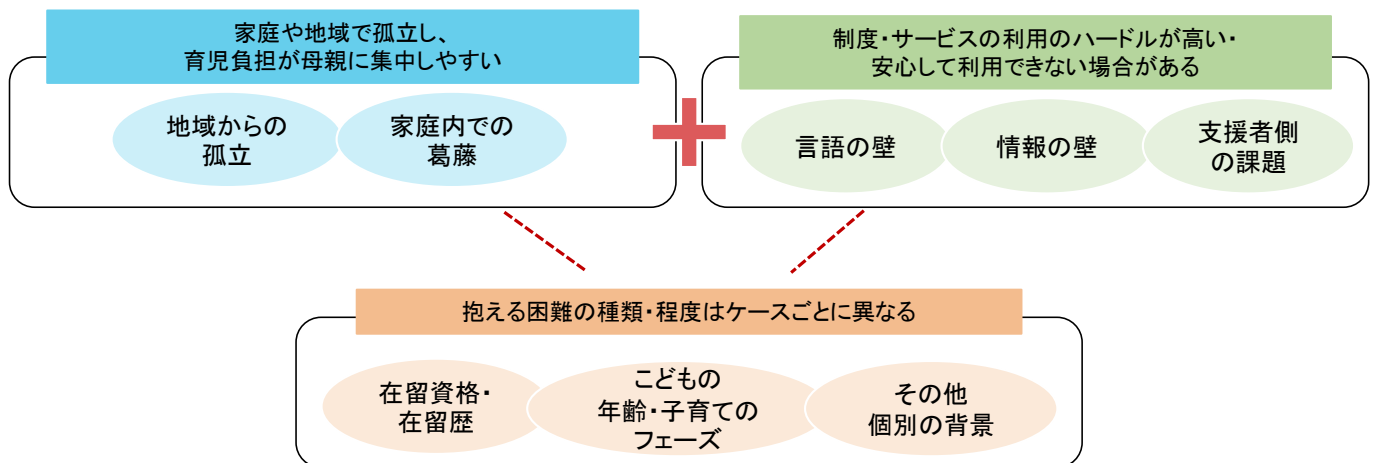
[3] 留意点

以上のような困難について、その種類や程度は、それぞれの子ども・子育て家庭によって異なると考えられる。特に、在留資格や在留歴によって、日本語のレベルや社会とのつながり、家庭内での立場（「日本人の配偶者等」や「家族滞在」等の在留資格の場合、日本に滞在する手続きに配偶者の協力が必要であるなど）は異なるだろう。

在留外国人全体を対象とした出入国在留管理庁「令和6年度在留外国人に対する基礎調査 報告書」では、在留資格によって日本語のレベルが異なる傾向がうかがえる（p.71、78、85）。また、公的機関に相談しようとした際の困りごとについて、「過去1年間で特に困ったことはなかった」の割合が最も高いのは「特別永住者（76.7%）」であり、次いで、「永住者（68.0%）」、「日本人の配偶者等（62.9%）」である（p.195）。孤独であると感じる程度について、「しばしば・常にある」と「ときどきある」の合計割合が最も高いのは「技能実習（44.2%）」であり、次いで、「特定技能（44.0%）」、「特定活動（42.4%）」、「留学（41.0%）」である（p.623）。

さらに、外国にルーツを持つ場合に限らないが、子どもの年齢や子育てのフェーズによって、直面する困難は変わってくる。その他、より個別性の高い要因（家族関係、個人の性格等）も考慮する必要があるだろう。

図表5 外国にルーツを持つ子ども・子育て家庭の抱える困難



（出所）当社作成

2. こども家庭センターにおける支援事例

当社は本稿執筆に当たり、外国にルーツを持つ子ども・子育て家庭への支援に積極的に取り組んでいる自治体として、茨城県守谷市および大分県別府市のこども家庭センターへのヒアリングを行った。ヒアリングの結果は以下の通りである。

(1) 守谷市こども家庭センター

[1] 基本情報

守谷市では、2024年度にこども家庭センターを設置した。2025年4月1日時点の人口は約7万人、うち18歳未満の人口は約1.2万人である。「在留外国人統計」（2025年6月）によると、守谷市の在留外国人は1,538人（全人口の約2%）である。2025年4月1日時点の要保護児童は24人、要支援児童は69人、特定妊婦は

2人であり、外国籍の方はいないが、年度によっては外国籍の方がその中に含まれる場合もある。

妊産婦のうち、特定妊婦には該当しないものの継続的な支援が必要と判断されたケースは、「要支援妊婦」として母子保健担当がフォローしており、その中には外国籍の方も含まれている。

[2] 外国にルーツを持つ子ども・子育て家庭の置かれている状況

母子保健事業等に関わる外国籍の方の中には、近隣の工場に勤務している方や、都内の企業に通勤している方などがいる²。産褥期のサポート体制について、近年は夫が育児休業を取るケースが増えてきた他、祖父母やきょうだいも近隣に住んでいる、または母国からサポートのために来日するケースも多い。また、未婚で妊娠・出産するケースでも、同僚や友人のサポートを得られる場合が一定程度ある。一方、両親ともに外国籍であるケースや日本語が話せないひとり親の妊産婦など、孤独を感じやすい家庭は、継続的な支援が必要となることも多い。

[3] 支援が必要なケースおよび支援の方法

母子手帳交付時に支援の必要性を確認しており、日本語でのコミュニケーションが難しく、丁寧な支援が必要と判断した妊婦は、「要支援妊婦」として登録する。医療機関(出産、妊婦健診の産科等)と連絡票による情報共有を行う他、病院からも丁寧に関わっていただき、何かあったときには、当センターに連絡が来るようにしている。

要支援妊婦については、出生届の窓口での様子や病院からの情報等を踏まえて、新生児訪問のための連絡として早めにコンタクトを取り、様子やニーズの確認をしている。継続的な支援が必要な場合、妊娠期の両親教室、妊娠後期のアンケートや面談時などで接点を持ち、金銭面や出産準備ができているか、保育所やその他手続きについて先回りして確認し、必要な情報を提供している。

その際に、「具合が悪くなったら、どうする?」「タクシーは呼べる?」「車を持っている友人はいる?」など、具体的な場面をシミュレーションし調整していくことが重要である。言語の壁もあるため、「何か心配なことはないですか?」と抽象的に聞いてしまうと「大丈夫」という返答が返ってくることが多い。具体的な場面に基づいて確認・相談することは、特に外国にルーツを持つ方の支援を行う際に有用と言える。

[4] 支援のポイント

外国にルーツのある子どもが一時保護となったときに、外国籍である保護者がそのことを受け止めきれず、精神的に不安定になってしまったことがあった。子ども家庭センター職員から「いつでも連絡してほしい」と本人に伝え、丁寧に寄り添ったところ、保護者の状況が落ち着き、今後の生活を考えていくこと、児童相談所と話し合うことについて受け止めがうまくいった。実際に一時保護解除後も養育が変わっていき、しっかりと保護者に寄り添うことで状況が変化した好事例と言える。

信頼関係を築くための工夫として、訪問や電話でのアプローチの他、ささいなことでも困っていることを解決で

² 在留外国人全体(1,538人)の在留資格の内訳は、「永住者」の割合が最も高く27.2%であり、次いで、「特定技能1号(12.6%)」、「家族滞在(12.0%)」、「技術・人文知識・国際業務(11.2%)」である(「在留外国人統計」(2025年6月))。

きるよう、協力することが大事である。例えば、保育所の入所申請の方法が分からないのであれば、申請に同行する、訪問時に申請書を持って行く、または書類を一緒に記入するなど、一緒に対応することで関係を築くことができる。予防接種の予約を取れない、問診票の書き方が分からない、健診の書類が届いていない等、さまざまな場面で困難が生じているため、そういった節目となるタイミングで困りごとを解決できるように関わることが求められる。

また、同じ出身国の方同士で知り合いになれるよう、交流会を設定したこともある。連絡先の交換につながるなど、保護者同士のつながりをつくるきっかけとなった。児童館に協力してもらい場所を活用したところ、児童館という地域資源があることの周知にもなり、本人同士だけでなく、地域につながるような取組となった。

[5] 今後の課題、国への意見

現在外国語対応は、翻訳機等を活用している他、他部署所有のオンライン通訳サービス(人間の通訳者がオンラインで対応)を活用し面談を行う場合もある。翻訳機を使っても、医療用語や専門用語は正確に伝わらないこともあるため、「気軽に」通訳が使える、同行支援等を行ってくれる資源を確保することが課題である。文化や夫婦関係、日本語能力等の兼ね合いから、夫等の家族が通訳をしないと母親とコミュニケーションを取れないこともあるため、母親自身の言葉を通訳してくれる人がいることは重要である。

離乳食を食べ始めるタイミング等、国によって育児の風習が異なるため、家事・育児支援においても、相手の文化や風習を大切にすることは重要である。

こどもの発達が心配という相談があった際に、多言語対応が可能な相談場所や療育が不足している。こどもの発達を促すための受け皿があるとよい。併せて、小学校に入学するタイミングで発達特性の有無を見極めた上で、小学校入学後に困りごとが生じた際に、その都度、必要な支援を検討していくことが大事である。

当センターからの情報提供が、当事者が必要としている情報に合致しているのか不安もあり、当事者のニーズ把握が必要だと考える。

(2) 別府市こども家庭センター

[1] 基本情報

別府市では、2023年度にこども家庭センターを設置した。2025年3月末時点の市の人口は約11万人、うち18歳未満の人口は約1.4万人である。また、在留外国人統計(2025年6月)によると、別府市の在留外国人は5,642人(全人口の約5%)、うち18歳未満は253人(全児童人口の約2%)である。2025年4月1日時点の要保護児童・要支援児童は315人であり、そのうち外国籍は約2%である。また、特定妊婦は12人であり、中には外国籍の方も含まれる。

こども家庭センターでは、2024年度に外国語事務職を1名(常勤、兼務)配置した。その背景として、外国にルーツを持つ妊婦等の増加に加え、2023年1月から伴走型相談支援事業(2025年度から妊婦等包括相談支援事業へ移行)を開始する中で、多言語対応の必要性が高まったことがある。

外国語事務職の主な役割は、外国語対応が必要なケースにおける連絡調整、面接・訪問時の通訳、文書の翻訳が挙げられる。対応言語は主に英語である。別府市は留学生が多く、英語での対応が可能なケースが多い。

英語以外の言語については、AI 翻訳機や翻訳アプリ等を活用している。なお、外国語事務職員は一般事務も兼務している。

[2] 外国にルーツを持つ子ども・子育て家庭の置かれている状況

別府市の特色として、留学生が多く在籍する大学が立地していることから、留学生およびその家族の滞在が多い点が挙げられる³。当該大学の授業は英語で実施されるため、日本語でのコミュニケーションが難しい留学生も多い。また、父親が留学生として来日し母親を帯同している場合、母親が日本語を話せず、地域から孤立しているケースも見られる。卒業後は帰国する方もいる一方、日本で就職し定住する方も一定数存在する。

母子保健分野では、母親本人の心身の状況や意向把握が重要であるが、言語や文化的背景の影響により、父親が主に応答するため、母親の実態把握が困難となるケースがある。このような場合、保健師が家庭訪問等の際、母親の表情や反応から状態を補足的に把握するなどの工夫を行っている。

また、留学生世帯では、産後の支援者が配偶者のみである場合が多く、産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業につながりケースが多い。

[3] 支援が必要なケースおよび支援の方法

支援の必要性は、日本人家庭と同様の基準で判断している。一方で、外国にルーツを持つ子育て家庭の場合、孤立や支援者不在といった背景から継続的支援の対象になることも多い。対象となるケースには、日本で妊娠・出産するケース、母国で出生した子どもを帯同して来日するケースが含まれる。支援が必要なケースを把握するきっかけとしては、医療機関からの連絡票、妊娠届出時の面談、新生児訪問、乳幼児健診、保育所・幼稚園等からの相談、庁内関係部署(市民課等)からの情報提供などが多い。なお、子ども家庭センターの母子保健機能のみならず、児童福祉機能としての支援も実施している。

乳幼児健診等では、外国語事務職員が同席し逐語通訳等を行っている。日常会話が可能な場合でも、子どもの発達や医療に関する専門用語の理解が不十分なことがあるため、原則として外国語事務職員を通訳として配置している。また、行政手続きについては、書類への日本語での記載が必要であるため、英語の記載例を作成し、提示しながら窓口で個別に説明し対応している。

アセスメントにおいては、主に言語の問題なのか、それ以外にも支援が必要な課題があるのかを見極めることが重要である。そのため、文化・慣習や宗教等を事前に把握した上で面談に臨む体制を取っている。

[4] 支援のポイント

発達に特性が見られる子どものケースにおいて、長期間支援を行っていたが、保護者に十分に意図が伝わらない状況が続いていた。その主な原因は、外国籍の父親を介して日本語中心のコミュニケーションを行っていた中で、父親の日本語理解に限界があることだと思われた。これを受け、外国語事務職員が介入し、日本語のあい

³ 在留外国人全体(5,642人)の在留資格の内訳は、「留学」の割合が最も高く61.3%であり、次いで、「永住者(7.4%)」、「技術・人文知識・国際業務(6.0%)」、「家族滞在(5.8%)」である(「在留外国人統計」(2025年6月))。

まいな表現の排除、支援の目的、課題認識、就学に向けたゴールを明確に整理し英語で伝えるという工夫を行った。その結果、保護者の理解が進み、こどもの療育利用につながった。この事例から、言語の問題だけでなく「相手の言語・文化によって効果的な伝え方の構造設計」が支援成否に大きく影響することが、支援における一つのポイントだと思われる。

また、従来は都度通訳派遣を依頼していたが、常駐配置により即応対応が可能となり、こども家庭センターとしての対応力、支援の機動性・継続性が向上したと感じている。

[5] 今後の課題、国への意見

外国にルーツを持つこどもの増加に伴い、言語と発達特性の二重課題を抱えるケースの増加が想定される。そのため、支援の必要性を理解できる説明力、適切な支援への接続がより重要となる。

一方で、外国語事務職員の対応範囲には限界があり、医療機関受診時の同行通訳や、離婚調停等の司法手続きには対応できない。特に、費用負担の問題により必要な手続きを断念するケースもあることから、公的・民間双方による通訳支援体制の整備が求められる。

また、支援の前提として、「何に困っているのか」(例えば、制度の理解なのか、文化の違いなのか、養育観なのか等)を整理する視点が重要である。その上で、制度理解の支援、文化差を踏まえた対応を担える人材育成のための研修の充実が必要だと考える。

3. まとめ

(1) 事例調査の結果から

茨城県守谷市および大分県別府市のこども家庭センターへのヒアリングにおいては、主に周産期の事例について把握ができた。事例からは、家族など周囲のサポートを受けられている母親も多い一方、夫に帯同して来日したケースや、未婚のひとり親のケースなどで、母親が日本語を話せず孤立している場合もあることがうかがえた。孤立の解消に関し、守谷市では、児童館で同じ出身国の保護者同士の交流会を実施することで、人や地域とのつながりづくりを行った事例があった。

制度・サービスにつなぐ段階では、別府市はこども家庭センターに外国語事務職を配置し、面談時等に英語での通訳・翻訳を行える体制を整えていた。また、外国語事務職は、単に言葉を通訳・翻訳するだけでなく、面談等の前に文化・慣習や宗教等の背景情報を把握しておくなどの工夫をしており、この点は、異文化背景を踏まえた効果的なアセスメントに資するものと思われた。さらに、発達特性のあるこどもについて支援が必要と思われる場合は、日本語のあいまいな表現を避け、支援の目的を明確に説明するなど、相手の言語・文化的背景に合わせた伝え方の工夫を行っていた。守谷市では、丁寧な支援が必要と判断した妊婦について、医療機関と連携して見守りや情報共有を行うとともに、早期に本人との接点をつくり、産後までに必要な情報を先回りして提供していた。また、その際、あいまいな質問の仕方を避け、具体的な場面ごとに必要な準備を確認するという工夫を行っていた。その他、守谷市・別府市ともに、外国にルーツを持つ家庭に限らず、妊娠期から信頼関係を丁寧に構築することを大切にしており、その結果として、外国にルーツのある家庭についても、困りごとを深刻化させないことにつながっている様子がうかがえた。

他方で、今後の支援体制の充実に向け、いくつかの課題提起や必要な取組の示唆もあった。通訳の専門職員が配置されていない場合、翻訳機では専門用語等を正確に伝えられないことや、家族が通訳を行う場合は当事者の言葉を引き出しにくいことなどから、必要時に利用できる通訳の必要性が指摘された。また、発達に特性のあるこどもの支援に当たり、保護者が理解できる説明の工夫や、外国にルーツのあるこどもへの支援が可能な資源の確保が必要との声があった。さらに、支援や情報提供を行うに当たり、当事者のニーズや必要とする情報を把握しておくべきという意見や、制度理解の支援、文化差を踏まえた対応を担える人材育成のための研修が必要との意見もあった。

(2) 今後に向けて

こども家庭センターにおいて外国にルーツを持つこども・子育て家庭にも効果的な支援を行う体制づくりに向けて、主に以下の2点を提案したい。

[1] 必要時に通訳が利用できる仕組み

こども家庭センターにおける支援では、支援対象者の声を丁寧に聴き取ることや、支援対象者との「協働関係（パートナーシップ）」が重要とされている（こども家庭センターガイドライン）。外国にルーツを持つこどもや家庭については、日本語では本人の言葉が十分に引き出せない場合、専門用語も含めて的確に伝えられる通訳を紹介することが、効果的な支援への第一歩となる。家族等による通訳だけでは、家族関係等によっては本人が本当の気持ちなどを語りにくい場合もあることには、留意が必要である。

なお、電話連絡や訪問時になかなか接触ができないケースもある中⁴、通訳のサービス自体があっても予約が取りにくいと、結局利用できないことが多くなる。通訳人材の確保・育成は国全体の課題であるが、自治体レベルでも、地域に応じた工夫を行えるかもしれない。例えば、地域住民の中で日本語も外国語も堪能な方（元海外駐在員、在留歴の長い外国人の方など）を募り、必要な研修を受けてもらった上で、緊急の場合の通訳対応を依頼するといった方法も考えられる。ただし、こども家庭センターの支援では、家庭内の機微な問題についてやりとりすることも多い中、同国人コミュニティ等の知り合いが通訳を行うと、当事者が話しづらくなる可能性があるため、通訳者を選定する際は留意が必要である。

[2] 当事者のニーズ把握と、それに基づき支援を届けること

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2026)が作成した「市町村こども家庭相談のケースマネジメント実践モデルガイドライン(試行版)」は、ヒアリング調査や有識者検討委員会での議論を踏まえ、こども家庭相談のケースマネジメントについて、実践フェーズ(インテーク、アセスメント、プランニング、支援の実施・調整、プロセスモニタリング等)ごとの行動指針を示している。また、「①要保護児童、②要支援児童・特定妊婦、及び③法的な要支援児童等の定義には直ちに当たらないものの、こどもや家族のウェルビーイングとパーマネンシーの観点からケースマネジメントによる関与が必要と判断される」対象の例として、「外国籍の家庭が孤立し、言語の壁や文化的背

⁴このようなケースの存在は、公益財団法人かながわ国際財団(2019)等でも報告されている。

景から支援につながれず、不登校、帰宅拒否、進路問題などが生じている家庭」を挙げている(p.15～16)。今後は全国のこども家庭センターにおいて、同ガイドラインも活用しつつ、外国にルーツを持つこども・子育て家庭に対し、これまで以上に丁寧な支援が行われていくことが期待される。

ただし、外国にルーツを持つこども・子育て家庭の場合、効果的なケースマネジメントを行うためには、言語の問題をクリアするだけでなく、支援者が異文化背景や在留資格・在留歴、またそれに関連して生じている困りごとなどを理解することがポイントとなる。例えば、産後の母親の「なりたい姿」を引き出す際、子育ての慣習や親子関係のあり方が国によって異なるという知識があつて初めて、支援者は日本の価値観を押し付けるのではなく、母親の意向を尊重する姿勢を取り、信頼関係を築くことができると思われる。また、必要な支援を検討する際も、外国にルーツを持つ方が特に何に困りやすいのか、何があると助かるのか、といった情報があることで、支援者が効果的な支援の選択肢を挙げやすくなるだろう。国や都道府県のレベルで当事者のニーズを把握し、市町村に還元することで、こども家庭センターにおける支援のさらなる充実につながると考えられる。

【引用文献】

青山 京子, 国井 由生子, 柳澤 理子, 石崎 美保, 古田 加代子, 佐久間 清美, 元木 麻衣子(2014)「特別な保健医療ニーズをもつ在日外国人母子の保健福祉サービス活用にかかわる保健師の支援プロセスと影響要因」『日本地域看護学会誌』16(3), 22-31

浅井 直子(2017)「外国人母の日本社会・文化への適応過程 フィリピン人母の語りから読み解く異文化適応行動」『日本オーラル・ヒストリー研究』13, 171-190

伊藤 孝恵(2006)「外国人妻の問題と日本の『多言語・多文化共生』への課題：家族社会学の視点を含めた国際結婚研究の整理から」『多文化関係学』3, 129-139

外国人支援・多文化共生ネット(2022)「妊娠から乳幼児育児施策および外国人保護者の受入れ状況の調査研究と啓蒙活動による安心して出産・子育てできる社会づくり 外国人住民への子育て支援白書—支援者・保護者の声なき声を聴く—」2020年度トヨタ財団助成事業、<https://www.toyotafound.or.jp/activity/publications/migration/20230214.html>、(2026/5/12※最終アクセス年月日)

蛸崎 奈津子(2009)「農村にて国際結婚をした中国人女性の妊娠・出産時期における家族関係構築プロセス」『日本看護研究学会雑誌』32(1), 59-67

川崎 千恵, 麻原 きよみ(2012)「在日中国人女性の異文化における育児経験：困難と対処のプロセス」『日本看護科学会誌』32(4), 52-62

公益財団法人かながわ国際交流財団(2016)「外国人住民への子育て支援に関わる調査報告書」<https://www.kifjp.org/shuppan/houkoku>、(2026/5/12※最終アクセス年月日)

出入国在留管理庁「令和6年度 在留外国人に対する基礎調査 報告書」、https://www.moj.go.jp/isa/supp/ort/coexistence/04_00017.html、(2026/5/12※最終アクセス年月日)

武田 丈, 青木 理恵子, 布施 響, 村松 紀子(2019)「外国人母子保健に関する CBPR から見えてくる「地域社会と外国人」—多文化共生から多文化共創へ」『人間福祉学研究 12(1)』, 57-72

鄭 暎恵(2015)「外国籍(移住)女性をめぐる問題：日本で定住することの困難」『三田社会学』20, 52-64

豊岡市・神戸大学共同研究「2020-2021 年度「外国人住民に関する調査研究」報告書」、<https://www.city.toyooka.lg.jp/kurashi/foreign/1018830/1019934.html>、(2026/5/12※最終アクセス年月日)

マルティネス 真喜子, 畑下 博世, 河田 志帆, 金城 八津子, 植村 直子(2012)「労働目的で来日した在日ペル一人女性の生活と育児(地域看護活動報告)」『日本地域看護学会誌』15(2), 97-106

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2026)「市町村こども家庭相談のケースマネジメント実践モデルガイドライン(試行版)」令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業、https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2026/04/koukai_260423_03_05.pdf、(2026/5/12※最終アクセス年月日)

李 剣, 木村 留美子, 津田 朗子(2015)「在日中国人母親の子育てとその家族からの支援の特徴に関する研究」『金沢大学つるま保健学会誌』39(1), 109-117

渡邊 洋子(2024)「行政における外国人の母子保健対応」『JICHA ジャーナル(Web)』11(1), 1-9

－ ご利用に際して －

- 本資料は、執筆時点で信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客さまの決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱 UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。